

入 札 公 告

次の通り一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

滋賀県職業能力開発協会
会長 木 澤 善 之

1. 入札に付する事項

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 件 名 | 音響設備の更新 |
| (2) 特 質 等 | 入札説明書及び入札仕様書による |
| (3) 納 入 期 限 | 令和 7 年 2 月 2 8 日 |
| (4) 納 入 場 所 | 滋賀県事業内職業訓練センター
(滋賀県職業能力開発協会) |

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者。
- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。
- (ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、
契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 令和04・05・06年度における各府省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の近畿地域の資格を有する者又は滋賀県の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒520-0865 滋賀県大津市南郷5丁目2番14号
滋賀県職業能力開発協会 担当：加藤
TEL：077-533-0850
FAX：077-537-1351
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から3の(1)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
10時から12時まで及び13時から16時までの間に交付する。
- (3) 入札説明書、仕様書、入札書の交付方法：別添のファイルをダウンロードするか、3(1)に示す場所において交付する。
- (4) 入札説明会を行わない。
- (5) 入札書の受領期限：令和6年12月26日（木） 12時まで
- (6) 開札の日時及び場所
開札の日時：令和6年12月26日（木） 13時から
開札の場所：滋賀県職業能力開発協会研修室（大津市南郷五丁目2番14号）

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県職業能力開発協会の会計規程によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は3(1)に示す場所に、3(5)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付すること。

5 質問及び回答の方法等

- (1) 質問方法については、質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提

出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限 令和6年12月18日(水) 12時

(3) 回答方法については、質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答する。回答については、随時行う。

6 保証金

入札保証金及び契約保証金については、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、100分の3を違約金として徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した契約を履行することができると滋賀県職業能力開発協会が認めた入札参加者であって、滋賀県職業能力開発協会財務会計規程により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 その他必要事項

(1) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(2) 同価の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(3) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後14日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(6) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

(7) 入札参加者が本入札に関して要した費用についてはすべて当該入札参加者が負担するものとする。

(8) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。